日本植民地統治下台湾の文化統合―違警罪取締による風俗の編成を中心に―

Cultural integration in Taiwan under Japanese colonial rule :
A study of the transformation of social customs influenced by policing

游舒婷

論文内容の要旨

風俗とは、ある社会において人々が共有する道徳規範に従うことによって形成されてきた生活様式である。日本近代史においては、違警罪は明治 5 年、東京で公布された違式詿違条例に遡ることできる。同条例をはじめとする風俗関係法は、日本社会を資本主義化、旧慣を文明開化へと導いたと考えられている。「違法」者に対する処分は警察による即決ですむという点から、違警罪などの風俗関係法は統治権力の政治的支配意志を日常においてあらわにしたものであったといえる。こうした支配体制は 1895 年以降、日本統治にともなって台湾に導入されてきた。だが、植民地台湾では経済的利益などを優先される旧慣温存政策が取られ、風俗への規制は日本と異なる様相をみせた。本論文は、警察史、即決制度史に関する先行研究を踏まえた上で、第二章、第三章、第四章の各章において、それぞれ軍政期、民政開始直後（1896 年 4 月～1897 年）、新たに即決例の公布の 1904 年から台湾違警例の公布の 1908 年までを扱い、植民地台湾における取締体制が風俗の編成に果していた役割について考察した。第五章、第六章では、道士・巫覡による宗教行為、吉凶日の記される暦を事例として、民俗信仰への規制について日本統治期の約 50 年にわたり考察し、取締が旧慣へ介入する実態を明らかにした。

第一章では、前史として、戴炎輝の『清代臺灣的鄉治』などの先行研究、増田福太郎などによる民俗調査をもとに、清領期台湾社会における寺廟中心とした村共同体の公共的事務および民俗信仰に基づく生活秩序について概観した。

第二章では、軍政期（第一期植民地戦争）における違警罪および即決制度の導入について考察し、取締の実態を浮かび上がらせた。軍政下公布された刑法（7 月「台湾人民軍事犯處分例」、11 月 17 日「台湾住民刑罰令・治罪令」）について、従来の研究が注目したのは、この刑法が「土匪」を鎮圧するための死刑を中心とするものであるという点であった。本章では、戦地における日本軍人軍属適用の陸軍刑法との比較により軍政下刑法の特徴、そして『東京朝日新聞』におけるその公布・施行についての報道を分析した上で、台湾住民治罪令の第 2 条が憲兵・警察にあたえた即決権に焦点を当てた。日本では、1885 年 9 月大政官布告第 31 号「違警罪即決例」が、拘留または科料を主刑とする、最も軽い犯罪の処分権を警察に付与した。だが、軍政下台湾で導入された即決権限はそれに止まらず、台湾諸罰令における「本刑懲役 2 ヵ月以下罰金 30 円以下」に該当する犯罪へと範囲が拡大された。これによって、憲兵・警察が鉱業規則および砂金採取規則違反者を即決することができる。事例として、台湾総督府公文書からは、1895 年 12 月

に砂金採取者が鑑札不携帯によって罰金刑を受けたのは 145 件にのぼった。「土匪」の蜂起事件が起き、採取の停止命令が出されたものの、密取者への取締はなお行われなければならなかったことがわかる。違警罪について、『台湾総督府警察沿革誌』、『穎才新誌』などの資料からは、台北城あたりでは清潔法及び飲料水の取締が行われ始めたこと、火災の傍観者が巡査にたたかれたことがわかった。また『台湾憲兵隊史』に記された詹振、林李成などがリーダーする抗日集団による檄文から、「土匪」は日本政府が施行した法令や取締に対する不満を抱いたことを窺える。さらに台湾総督府公文書からは、雲林出張所が独自の地方違警罪目を公布したことがわかる。だが、その内容詳細と目的については疑問が残る。他方、軍政期では、軍夫などの一般日本人の「醜体」を取り締る単一違警罪法令が公布された。だが、台湾住民は適用対象外におかれたことから、この違警罪の運用は日本人の「威信」を保たせようとしたものであることを指摘できる。

第三章では、日本人の最も多く滞在した台北県を対象に、民政に移行した後（1896 年 4 月～1897 年）の取締の実態について考察した。1896 年 10 月 1 日に律令第 7 号「拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ犯罪即決例」の公布によって、在台日本人と台湾人はともに即決の適用対象となった。だが、取締の実態はどうであったのだろうか。本章の前半では、『台湾新報』を中心に、娼妓業・人力車業・飲食業に対する規範、街路取締規則を事例に、まず即決例施行開始の 10 月までのありようについて検討を行った。前掲新聞紙からみると、新たな公娼制度を人々に認識させる手段として、1896 年 6 月中旬に台湾に上陸したばかりの日本婦人全員に対する取り調べが行われ、さらに娼妓への身体検査が実施されたこと、またこの身体検査は台湾人娼妓に先行して日本人を対象に施行されたことなど。飲食衛生についてみると、飲食店営業取締規則は 7 月 5 日より日本人に対して施行され、台湾人に対しては 7 月 15 日より施行された。他方、台湾庶民の市場、露店についての規定は 10 月になっても定められていなかったが、日本人対象の第一日本市場が設けられたこと。人力車についてみると、日本人の人力車利用者数は台湾人のそれより 3 倍以上であった。そこで、日本製人力車が導入されたこと、人力車夫の殆んどは台湾人であったこと、また、賃金の統一が求められたことなど。ほかに、台湾総督府公文書からは、街路取締規則の施行前に、同規則の煩瑣さは台湾人の不満を招くのではないかと政府当局は憂慮していたことがわかる。以上からみると、取締規則の施行は日本人の文明開化の経験と密接に関わるのではないか。さらに、本章の後半では 1897 年における即決件数の統計資料（『台湾総督府第一統計書』）から、取締の実態について分析を行った。統計によると、台湾全域の中で、台北県における取締は特に徹底されており、中でも在台日本人に対する取締は特に厳しく行われたこと、また、台北県においても在台日本人に対する取締は特に厳しく行われたことが見て取れる。「取締規則別違反者数」からみると、貸座敷並娼妓・料理屋・旅人宿・飲食店の四つの規則の取締は、日本人に対して特に厳しく行われたこと、台湾人に対しては、街路と人力車取締規則に重点を置いたことが見て取れる。以上から、犯罪即決制度下で、日本人と台湾人はともに即決の適用対象となったが、それぞれに置かれた重点は異なることを指摘できる。

第四章では、新たに即決例の公布の 1904 年から台湾違警例の公布の 1908 年までの期間を対象に、植民地台湾における即決制度の特徴を考察した。まず注意すべきは、頭初即決を受理するのは警察署・分署であったが、1898 年の地方官官制改正以来、警察に関する事務は地方行政機関の管轄下に入れられた。1904 年に、即決の受理先は 20 庁とその下に置かれた 89 支庁であり、即決権を有する者は、庁長・庁警部・支庁長（警部）であった。次に、1904 年 3 月 12 日律令第 4 号を以て新たな犯罪即決例が公布された。従来の即決の対象は旧刑法第四編違警罪、県令・庁令を以て公布された行政諸規則の違反者であったが、新たな犯罪即決例によると、即決の対象は刑法「賭博ノ罪」と律令で公布された「台湾阿片令」・「銃砲火薬取締規則」などの軽犯罪者へと範囲が拡大された。さらに、この即決例は罰金及笞刑処分例と合わせて施行された。庁・支庁という即決官署を即決制度を運用する中枢とみると、本章では 1904 年 4 月 21 日に警察本署長から各庁長宛の通達を軸に、即決の取扱、告発→取調→言渡、笞刑言渡→正式裁判の請求→刑の執行という流れに沿って、即決官による「笞刑言渡」の運用と「酌量減軽」の運用、拘留と笞刑を受刑する場である留置場の配置、警察官の配置人数とそれぞれの役割（警部、巡査→告発。巡査、巡査補→笞刑執行）等を明らかにした。これによって、この中枢における運営実態をうかがった。最後に、1908 年 10 月に公布された「台湾違警例」について検討した。まずその公布の背景をみると、日本では新刑法の施行を背景に、旧刑法第四編違警罪は内務省令第 16 号「警察犯処罰令」によって継受された。府令第 59 号を以て公布された台湾違警例は、警察犯処罰令にあたるものといえる。よって、台湾独自の、また台湾全域適用の違警罪目が誕生した。合わせて 5 条 108 項からなる台湾違警例は、従来の地方違警罪目を引き継がれ、諸々の取締規則を集大成したものであるといえる。だが、諸取締規則との対照を行ってみると、台湾違警例は「台湾浮浪者取締規則」より優先して適用させる性格をもつこと、「銃砲火薬取締規則」・「台湾新聞紙条例」など特定の業者による製造、販売に対する体系的な規範に対して、台湾違警例には「濫リニ銃砲ヲ発射スヘカラス」、「公衆ノ通行スヘキ場所ニ於テ新聞紙雑誌類ヲ読売スヘカラス」等の条文があり、日常における一般の人々の行為を規範するためのものであったことが指摘できる。

第五章では、1910 年代から 1942 年にかけて、僧侶・道士・巫覡・術士という民間宗教者と「台湾違警例」の関わりを事例に、民俗信仰への規制について検討を行った。まず『台湾宗教調査報告書』から民間宗教者の仕事とその特徴を捉えた。ここでいう僧侶とは寺に居住して修行を行う者ではなく、道士と同じように寺廟の祭または民衆の病気平癒、災い除去、葬儀のための儀式を行う者である。巫覡も病気平癒や災いの除去のための儀式を行う者であるが、彼らは霊を身に乗り移らせることによってその宗教的職能を発揮する。術士は陰陽五行説や師承の書により占いを行う。さらに、民間宗教者と庶民の関係を分析する。植民地期台湾では、近代的な医療と衛生システムの整備は 1910 年代に入ってようやく黎明期を迎えた。病気の苦しみに支配された時代、宗教者は病気平癒や災いの除去のため、人々の頼る存在であったといえる。また、1910 年になっても

識字率が極めて低い状況の中、術士は漢学的能力の高い者として文化資源を有する存在でもあったといえる。社会的地位についてみると、杵淵義房の調査によると、清末では僧侶・道士・術士は一般農民と同じ階級に属し、巫覡は娼婦、俳優と同じ賤民階級に属していた。こうした階級的意識は日本統治下に入っても残っていたと考えられる。総じて、僧侶・道士・巫覡・術士という宗教者は社会的地位の低い存在であったが、一般庶民の生活に近い存在であったと考えられる。1918 年の台北・宜蘭・桃園・新竹・台中・南投・嘉義・台南庁では約 1,000 人の中に 1〜2 名、澎湖庁では約 1,000 人の中に 7 名の宗教者がいた。台湾違警例中の、民間宗教者と関する条文として、「妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ加持、祈祷、符呪等ヲ為シ若ハ守札ノ類ヲ授与シテ人ヲ惑ハスヘカラス」、「病者ニ対シ禁厭、祈祷、符咒等ヲ為シ又ハ神符、神水ヲ与フル等医療ヲ妨クヘキ行為ヲ為スヘカラス」、「祭典祈祷ノ為故ラニ自己ノ身体ヲ傷クヘカラス」の 3 条があげられる。最後の条文は「童乩」という巫覡が霊を身に乗り移らせる際、刀で自分の体を刺すなどの激しい宗教行為を規範するためのものであると推測できる。『台湾宗教調査報告書』によると、童乩は「俗ヲ壊リ風ヲ紊ルモノアル」、「謡言ヲ放チテ平地ニ波瀾ヲ起スコト」として取締の対象となっていた。だが、国分直一の調査によると、1937 年になっても台南州東石郡では依然として童乩は多く存在し、中には公学校教育をうけた者さらに甲長や保正が存在した。1926 年の警察衛生展のポスターからみると、童乩による病気治療は伝染病予防の障害とみなされた。他方、「妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ加持、祈祷、符呪等ヲ為シ」という条文の適用実態をみると、台北地方法院検察官、石橋省吾による文章からは、吉凶禍福を説いたりする行為は社会的慣習として容認するという考え方も存在していたようだが、一般の警察官にはそうした理解はなく、下層民が符呪や祈祷を為すこと自体が悪いことと考え、やみ雲の検挙が行われたことがうかがわれた。最後に、『台湾総督府統計書』をもとに 1910 年から 1942 年にかけて台湾全域の取締件数を分析すると、宗教行為による「医療の妨害」に対する統制は 1910 年代から厳しく行われ、その後も厳しく行われ続けていた。「妄に吉凶禍福を説き」に対する統制（宗教者の言語空間に対する統制ともいえる）が年とともに少しずつ厳しくなると見てとれる。

第六章では、日本統治期の約 50 年間にわたり暦の頒布・流通・取締の実態を明らかにした。まず前史として、清帝国の公式暦「時憲書」とそれを底本とした民間暦の内容構成について分析する。両者とも（1）清帝国の年号、歴代の皇帝・皇后の生誕日と命日（2）吉凶日が掲載されている。清帝国にとって皇帝が天命を受けて吉凶の正しい暦を頒布することは宇宙論的王権の表現である。『漢文台湾日日新報』に掲載される「煞神連殺三命」からみると、宇宙論的王権のイメージは、大衆的には「殺気」や「殺神」というイメージで受け止められた。殺気にぶつかると、全身真っ黒になって急死すると語り伝えられた。日本統治初期の台湾で主に流通していた民間暦は広東、福建から輸入したものであった。1895 年 11 月、日本政府は新たな正朔を人々に奉じさせるために、神宮教より台湾総督府宛の神宮暦の頒布の出願が出された（漢訳の神宮暦あったかどうかは確認できない）。日本では「文明開化」のため、1872 年に太陽暦に改暦以降、従来流

通している吉凶日の記載される暦は取締の対象となっていた。台湾では 1909 年年末以降、「台湾出版規則」第 11 条「皇室ノ尊厳ヲ冒涜シ政体ヲ変壊シ又ハ国憲ヲ紊乱セントスルモノ」、「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノ」により、清帝国から輸入される暦の発売は取締の対象となった。暦の輸入禁止のなか、台湾総督府は許可を得た「台湾人に適する暦」の刊行を認めた。その暦図には大日本帝国の紀年法・年号・国家的祝祭日と、吉凶日が記載されている。1913 年年末より台湾総督府は翌年の官暦「台湾民暦」を頒布した。1912 年 4 月、隈本繁吉より台湾総督佐久間左馬太に宛てた進言書「台湾民暦編製ノ議」からみると、台湾民暦の頒布は植民地統治の文化統合のための機能を持たせる目的があったことがうかがわれる。日本では神宮暦の頒布が伊勢神宮に任せられたのにならって、台湾民暦の頒布は台湾神社社務所に任せるという提案が出された。この提案について雑誌『神風』の発行兼編集者である宮井鐘次郎は、台湾民暦の頒布が「国家の統一」、「神宮の崇敬の念」を破壊することなどを理由に、反論を発表した。神宮暦が国家神道主義と文明開化の二重のイメージを示すのに対して、台湾民暦には「始政記念日」と「台湾神社祭」が神道および皇室関係の国家的祝祭日と並んで掲載されることで、国家神道主義のイメージのほか、植民地統治の正当性が強調されている。他方、吉凶情報の掲載を温存したことによって「文明開化」というイメージは必ずしも強く表れてはいない。こうした構成からなる台湾民暦について、その編集に関わった官員の藤田捨次郎は、台湾における文明開化は日本と同一歩調で進むことはありえないと説明していた。台湾総督府の雇員でもあり日師でもある林澄清は、台湾民暦に記載される吉凶情報こそが正しいということを理由に人々に台湾民暦の日取の信憑性を強調していた。『台湾日日新報』を中心に、台湾民暦の普及実態を検討すると、民暦の発行は神苑会に依頼したが、その普及は保甲制度及び街庄制度を通して行われた。公学校、台湾人の有力者、同風会も台湾民暦の普及に協力した。1914 年から 1919 年にかけての発行部数と保甲の編成（約 10 戸 1 甲）を合わせて考えると、約 10～13 戸に 1 冊の台湾民暦が置かれていたと考えられることから、台湾民暦を所持する者は保正、甲長であり、甲民にまでは普及してなかったことが推測できる。だが、1938 年より台湾では国語が普及し気風も変わったことを理由に、台湾民暦には吉凶日の記載が廃止された。以降の、吉凶日の記載される暦の取締についてであるが、1941 年 7 月の『台湾警察時報』に掲載された「迷信」によれば、戦時下、警察官は流言飛語への取締に取り組んでいたが、「台湾違警例」では「人を惑わす」行為が禁止されるが、暦についての規範は明示されていないため、現場での取締の執行は困難であったことをうかがわれる。

終章では、各章の考察のもつ意味について述べた。（１）即決権限の拡大とその運用実態。第二章第四章で明らかにしたように、日本と比較すると、植民地では即決権限が拡大されていた。拡大する権限が、軍政期では砂金の密採取、1904 年以降では笞刑処分例と合わせて運用し、阿片、賭博などへの規制を対象としたことをうかがわれた。（２）取締体制が生み出した民族的区別。第二章第三章で述べたように、軍政下で「醜体」取締は日本人対象であったこと、民政開始直後の台北県では台湾人に対しては街路取締規則

などに重点を置いたことなど。これらの事実から取締体制は民族間の区別を生み出す装置として機能していたことがわかった。（3）民俗信仰に基づく伝統的秩序と近代天皇制的秩序。第五章第六章では、民間宗教行為、吉凶日の記載される暦への規制の実態を明らかにしたことによって、植民地における近代日本国民統合原理（「祭政一致という神政的理念」、「文明開化を先頭にたって推進するカリスマ的政治指導者」など）が伝統的な秩序を放任、利用、または抑圧しながら展開していった様を検証した。（4）日本統治期に打ち出された風俗に関する統治方針は「生物学の原則」に方向つけられた。本論文では取締の実態を明らかにしたことによってこの統治方針が日常生活の中に反映されていた様相をみることができた。